

「自分の判断」ではなく、Fの指示に従ったと証言

3月7日、禰屋裁判の第16回公判が行われました。この日は被告人(禰屋さん)質問が継続されました。平成23年3月決算期、平成24年3月決算期の経過を証言しました。I建設の会計事務は社長夫人のFが行っています。Fは検査の脅しに屈し、「私は何もわからない。禰屋さんが全部やった。」と禰屋さんに罪を押し付けました。検査はI建設所有のソフト「建設大臣」があるのに、わざわざ、民商所有の「会計王」に再入力するなど、禰屋さん自身が、自己の判断で架空の経費を計上したり、期末商品棚卸額を減額したりして法人税の脱税を助けたとのシナリオを描きました。これに対し禰屋さんは、Fの指示で完成工事高や期末商品棚卸額が確定したことを、自らの手控えにあるメモ等を示して詳細に証言して反論しました。「建設大臣」は貸借があわない不具合があるため、禰屋さんは「会計王」を使用せざるを得なかったこと、振替伝票についても全てがFの指示で記入され、Fが「建設大臣」に入力するために必要なものであったことも明確になりました。Fが禰屋さんに金額を指示する際は原始資料を示していませんが、これに対し、禰屋さんは、「会計のことはFが分かっている。資料がなくても、事実だろうと疑いもしなかった。」と証言しました。また、平成24年3月期の申告で工事高等に2重計上があった件については、Fが誤って平成24年ではなく、平成23年の工事一覧表を持ち出してきたことに、禰屋さんも気づかないまま作業したことから起きたミスであることが分かりました。Fは以前であれば、消費税計算に必要な賃貸家賃の事業用と居住用との区分けや建設不動産の土地代金と建物代金の区分けを事前に自分で完了させていましたが、問題になっている22年、23年、24年はすべて準備できませんでした。そのため、禰屋さんがFから聞き取りをしながら集計していかざるを得ませんでした。I建設の会計は「だんだん雑になっていきました。体調も悪くなり、夫婦で病院に行くことも多くなり、Fは限界にきていたのではないか。(申告の準備ができていなくても)「やむを得ないと思った」そうです。それだけに、「建設大臣」の不具合や親切心で行った作業のすべてが犯罪行為に認定されたことの悔しさは計り知れないものがあると思います。この日の証言で際立ったのは、禰屋さんのメモの多さです。Fとの打ち合わせの内容が振替伝票や総勘定元帳に記入されています。正確な申告書を作成しようとした意思を示しています。もし、禰屋さんが、脱税を助けたのであれば、そのようなメモをつけたり残したりするはずはありません。

書類の移動はTの指示

「隠す意識はない。隠しても効果はない」
 検査は、禰屋さんがI建設のパソコンや会計書類を社外に持ち出すことを指示したと述べています。禰屋さんはこれに反論しました。禰屋さんがT(Iの養女)を呼んだのではなく、Iから呼び出されたこと、6時頃にI建設につくと、Tの指示でFとTが段ボールに会計書類をつめこんでいたこと、Tが終始イライラして「あんたらに任せておけない」

と怒鳴り散らしたり、パソコンについても社長のYが「そんなもんはいらん」と言うのと、「必要なんじや」と怒っていたりしていたこと、「今後の税務調査の窓口はTになる」と、「署員の質問に答えられるように勉強する」ために書類を福山に持ち帰ることにしたと言っていたと証言しました。ところが、Tはその2日後の朝、禰屋さんの自宅にダンボールを持ってきて、強引に置いて帰りました。Tは禰屋さんの自宅を「104」とカーナビで調べたこともわかりました。禰屋さんは「(調査になると)3年分の帳簿等を準備する。(書類を出さない)と)推計課税になったり、仕入税額控除が否認されたり、青色申告が取り消されたりするので、出さないことに意味はない」と答え、段ボール箱を預かっていても、「隠匿している」との認識はなかった」と証言しました。

手続きを無視した捜査や逮捕は違法が民主主義の原則

証言は、倉敷民主商工会が広島国税局から査察を受けた平成25年5月21日のことに及びました。査察官は9名。禰屋さんは午前中に2階和室、午後からはコンピューター室で午後10時半まで2名から3名の査察官に囲まれて事情聴取を受けました。その間、昼食はなく、1時間半ほど自宅に帰り、また質問を受け、夕食は査察官が準備したおにぎり2個(代金は払った)を食べました。携帯電話に電話が入っても、査察官が電話に出ることを許さず、民商の固定電話も同様でした。市議員の電話だけは出ることを許されました。査察官は「これは強制捜査だから質問に答えなければならぬ」とか、「わしらをなめるなよ。」「あんたを2度と仕事できないようにしたる」などと恫喝してきたそうです。5月22日は倉敷税務署で事情聴取されました。「I建設から税金を安くしてほしいとの依頼はなかったか」と聞かれ、「ない」と答えても、何度も、何度も、何時間も同じ質問を繰り返してくるので精神に不調をきたしたそうです。こうしたやり取りが5月31日まで続きました。そのため、弁護士同席や女性査察官による質問、書面による質問と書面による回答を求めましたが認められません。そして、平成26年1月21日の逮捕日となります。逮捕の際、逮捕状を見せてほしいと要求したものの無視され、検査官は「僕が検事でーす。」とお道化調子で自己紹介しました。その態度に禰屋さんは屈辱感を覚えたそうです。検査は、禰屋さんの服装が気に食わなかったのか、次からその服を着てくるなどと言ったそうです。取り調べは8時50分まで続きますが、トイレは9時までしか使えず膀胱炎になったことや、取り調べ前に控えの別室で長時間待たされ、エアコンがあるのにつけてもらえなかったと、拷問のような事実も証言しました。日本は民主主義の国であり法治国家です。最初から犯罪人扱いした捜査や、逮捕理由も示さない逮捕は違法です。



商工新聞は経営のヒント・いろいろの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょ
 会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょ